

## 令和6年度 指定航空身体検査医等に対する講習会の開催日程について

国土交通省航空局では、以下の方を対象に講習会(年1回)を開催しております。  
指定航空身体検査医(以下「指定医」という。)の指定を受けるには、講習会への出席が必要となります。

- ・新たに指定医の指定を希望する方(新規指定医)
- ・指定期限の更新を希望する方(更新指定医) 等

### ●令和6年度 開催日程

**講 義** : 令和6年6月29日(土)～6月30日(日)(2日間)

新規指定医必須 : 6月29日～6月30日

更新指定医必須 : 6月30日

**実技演習** : 令和6年7月7日(日)(新規指定医のみ対象)

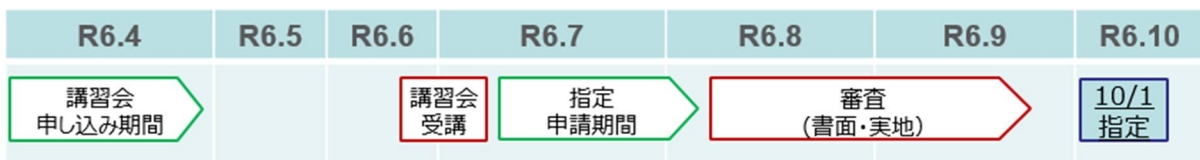
### ●申し込みについて

指定機関に所属している指定医(新規指定医含む)には、別途ご案内いたします。  
指定機関に所属していない新規指定医の方は、下記(本件問い合わせ先)までお問い合わせください。  
締め切りは令和6年4月26日(金)です。

### ●指定について

令和6年度の指定日は、令和6年10月1日を予定しております。  
申請の締め切り等については、講習会でお知らせします。

#### 〈指定機関・指定医の指定の流れ〉



(本件問い合わせ先)

国土交通省航空局安全部安全政策課

乗員政策室 医学担当

TEL:03-5253-8111 (内線 : 50356、50348、50310)

# 【航空身体検査証明制度、指定機関・指定医の概要】

## 航空身体検査証明



1. 航空機に乗り組んでその運航を行う者(航空機乗組員)は、技能証明及び航空身体検査証明を受けていなければ、航空業務を行ってはならない。(航空法第28条、第31条)
2. 航空機乗組員は、航空身体検査証明を受けるためには、航空身体検査指定機関(指定を受けた医療機関等)において航空身体検査を受け、その検査結果を記載した申請書を国土交通大臣又は指定航空身体検査医(以下「指定医」という。)に提出しなければならない。
3. 国土交通大臣又は指定医は、申請者がその有する技能証明の資格に係る身体検査基準(航空法施行規則別表第4)に適合すると認められる場合、当該者に対し、航空身体検査証明を行う。
4. 身体検査基準に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、身体検査基準に適合するものとみなす。(いわゆる国土交通大臣の判定による適合者)

### 航空身体検査証明の種類

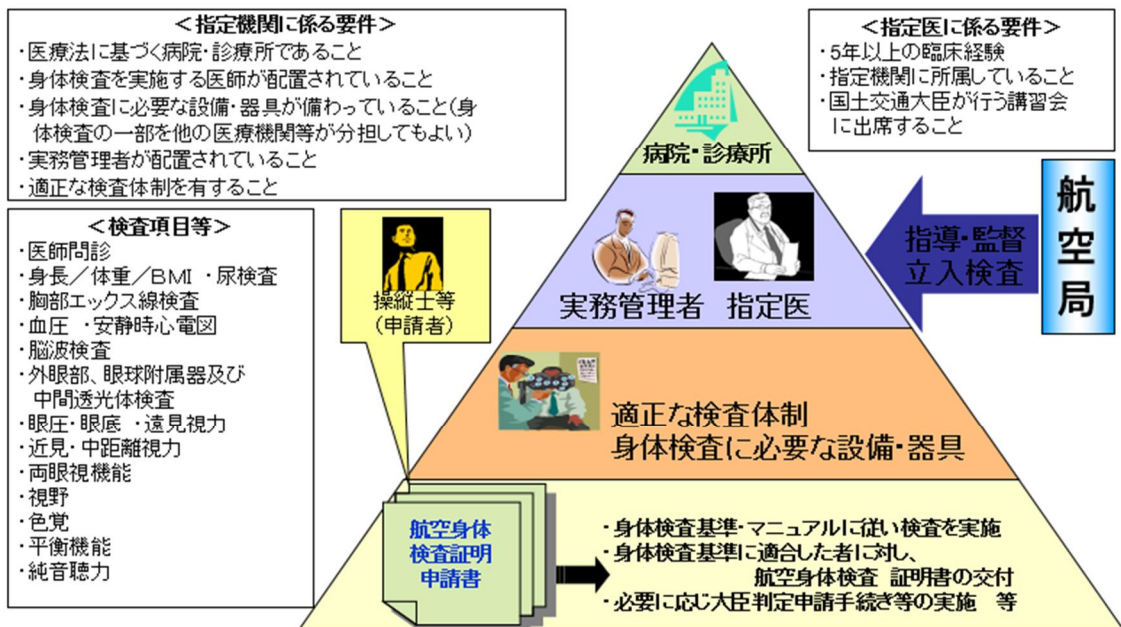
身体検査基準	技能証明の資格	有効期間
第一種	定期運送用操縦士	技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令に定める期間※
	事業用操縦士	
	准定期運送用操縦士	
第二種	自家用操縦士	同上
	一等航空士	
	二等航空士	
	航空機関士 航空通信士	

※天災などやむを得ない事由で、身体検査を受検できないと認めるときは、期間を定めて延長することができる。



技能証明書(ライセンス)

## 航空身体検査 指定機関・指定医



※指定の有効期間は、指定医、指定機関ともに、3年間(3年毎に更新)

## 【指定医及び指定機関の要件・申請書類】

詳細については、「[指定航空身体検査医等の指定申請及び審査並びに立入検査実施要領](#)」をご参照ください。

### 指定航空身体検査医

指定航空身体検査医(以下「指定医」という。)とは、国土交通大臣があらかじめ指定することにより、航空身体検査基準等に基づく航空身体検査証明を行うことができる医師です。指定医は航空身体検査指定機関で行われた検査結果をもとに適否についての総合的な判定を行うこととなります。

この指定医の申請については、航空法施行規則第61条の5に基づく申請書類及び指定にあつての要件を全て満たしている必要があります。なお、具体的な申請方法等については、下記の要領等により定められています。

#### 【申請書類】

- ・申請書(第23号様式)
- ・履歴書(写真貼付)
- ・医師免許証の写し
- ・指定機関の在職証明書

#### 【主な指定要件】

- ・指定機関(新規申請中も可)に所属する医師である
- ・直近の指定医講習会に出席している
- ・臨床又は航空医学について5年以上の経験がある
- ・過去2年以内に指定医の取消を受けていない

### 航空身体検査指定機関

航空身体検査指定機関とは、指定医と同様に国土交通大臣があらかじめ指定することにより、航空身体検査基準等に基づく航空身体検査を行うことができる医療機関です。

この指定機関に係る申請については、航空法施行規則第62条の2に基づく申請書類の提出及び指定にあつての要件を全て満たしていることが必要です。なお、具体的な申請方法等については、下記の要領等により定められています。

#### 【申請書類】

- ・申請書(第24号の2様式)
- ・航空身体検査指定機関調査書
- ・病院等開設許可書等の写し
- ・検査を実施する医師の医師免許証の写し
- ・検査の一部を委託している場合は承諾書等の写し

#### 【主な指定要件】

- ・医療法の許可等を受けた病院等である
- ・検査を実施する医師が各診療科に必要な数以上配置している
- ・検査に必要な設備及び器具を備えている
- ・実務管理者を配置している
- ・その他身体検査を適性の実施しうる検査体制を有している

※身体検査の一部を他の医療機関に委託することができます。

※申請に基づき、書面審査(申請書類)及び実地審査(検査設備・医師等の検査体制を確認)を実施します。(更新の場合、実地審査は省略)



## 【身体検査に必要な設備又は器具】

検査方法等の詳細については、「[航空身体検査マニュアル](#)」をご参照ください。

### 身体検査に必要な設備及び器具

検査項目	設備及び器具の名称等
身長・体重	身長計及び体重計
尿検査	尿検査実施設備
胸部エックス線検査	レントゲン設備
血圧	血圧計
安静時心電図	12誘導心電計
脳波検査	脳波計（JIS規格）；マニュアルに指定された記録法ができるもの
外眼部、眼球附属器及び中間透光体検査	細隙灯顕微鏡
眼圧	アプラーショントノメーター（圧平眼圧計）又はノンコンタクト型眼圧計
眼底	直像検眼鏡又は倒像検眼鏡又は眼底カメラ
遠見視力	ランドルト環視標（回転式で単独視標のものがよい）
常用眼鏡屈折度	レンズメーター 等
近見・中距離視力	近見視力表（30cm 視力用）
眼位	プリズムを用いた交代遮蔽検査法又はマックス杆検査法又はこれに準ずる検査法
輻湊	ペンライト 等
深視力	二杆法又は三杆法
視野	動的量的視野計（ゴールマン視野計）又は周辺視野を確認することができる静的量的視野計
色覚	石原色覚検査表（学校用色覚異常検査表を除く）
耳鼻	耳鏡及び鼻鏡
純音聴力	オーディオメーター（JIS T1201-1:2000 又はこれと同等の基準によって校正されたもの）及び防音室（暗騒音 50dB 未満）
語音聴力	57 式語表又は 67 式語表を使用することが望ましい